



福岡医発第 1799 号 (地)
令和 4 年 9 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

ラゲブリオカプセル 200mg の保険適用に係る留意事項の一部改正について

ラゲブリオカプセル 200mg の一般流通が開始されたことに伴い、当該医薬品に係る留意事項が一部改正されましたのでお知らせいたします。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

(添付資料)

ラゲブリオカプセル 200mg の保険適用に係る留意事項の一部改正について

(通知中に新旧対照表を含む。)

(令和 4 年 9 月 16 日付け 保医発 0916 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1236 号（保険）
令和 4 年 9 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
（公印省略）

ラゲブリオカプセル200mgの保険適用に係る留意事項の一部改正について

ラゲブリオカプセル 200mg の一般流通が開始されたことに伴い、当該医薬品に係る留意事項が一部改正されましたのでお知らせ申し上げます。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

（添付資料）

ラゲブリオカプセル 200mg の保険適用に係る留意事項の一部改正について
（通知中に新旧対照表を含む。）

（令和 4 年 9 月 16 日付け 保医発 0916 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）

保医発0916第1号
令和4年9月16日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

ラゲブリオカプセル 200mg の保険適用に係る留意事項の一部改正について

ラゲブリオカプセル 200mg については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の規定に基づき製造販売承認され、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号）の別表に収載されているところです。

今般、一般流通が開始されたことから、当該医薬品に係る留意事項を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 4 年 8 月 17 日付け保医発 0817 第 4 号）の記の 4 の（1）を次のように改める。

（1） ラゲブリオカプセル 200mg

- ① これまで本製剤は、製造販売業者から厚生労働省が提供を受け、各医療機関・薬局に配分していたところであり、厚生労働省より配分された本製剤の費用は請求できないものであること。
- ② 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和４年８月１７日付け保医発 0817 第４号）の記の４の（１）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１） ラゲブリオカプセル 200mg ① これまで本製剤は、製造販売業者から厚生労働省が提供を受け、各医療機関・薬局に配分していたところであり、厚生労働省より配分された本製剤の費用は請求できないものであること。 ② <u>本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>	４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１） ラゲブリオカプセル 200mg これまで本製剤は、製造販売業者から厚生労働省が提供を受け、各医療機関・薬局に配分していたところであり、厚生労働省より配分された本製剤の費用は請求できないものであること。<u>なお、本製剤の製造販売業者から医療機関等への供給開始の時期及びその取扱い等については、今後、別途通知する予定である。</u> (新設)